

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会福祉機器の貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人袋井市社会福祉協議会の福祉機器の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 車椅子の貸与を受けることができる者は、袋井市内在住で一時的に必要とし、次の各号の一に該当する者。ただし、介護保険制度等、他の制度が利用できる場合は対象外とする。

- (1) 高齢者で歩行困難な者。
- (2) 疾病、傷病等により一時的の歩行困難な者。
- (3) 介護保険の認定で要介護2以上でない者。
- (4) その他特に会長が必要と認めた者。

(貸与の申請)

第3条 車椅子の貸与を受けようとする者は、福祉機器借用申請書(別紙)を会長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 会長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかに貸与の承認、又は不承認を決定し、申請者に福祉機器貸与許可書(別紙)を交付、又は口頭で不承認の連絡をするものとする。

(貸与期間)

第5条 車椅子の貸与期間は最長3ヶ月とする。ただし、期間内でも不要になった場合には、速やかに車椅子を返却しなければならない。

(更新)

第6条 貸与期間を過ぎても引き続き車椅子を必要とする場合は、来所又は電話により1回(3ヶ月以内)のみ更新をすることができる。(貸与期間最長6ヶ月)

(費用の負担)

第7条 機器は無償で貸与するものとする。ただし、次に掲げる場合は、借用者の負担とする。

- (1) 車椅子の修理代(パンク修理含む)、及び摩耗によるタイヤ交換代(1年以上使用の場合)

(届出の義務)

第8条 借用者は、住所又は電話番号を変更しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(賠償)

第9条 借用者は、善良な管理者の注意義務をもって車椅子を利用するとともに、目的に反しての使用、又は破損、消失したときは、直ちにその旨を報告し、その損害を賠償するものとする。

(貸与の解除)

第10条 会長は、借用者が次の各号の一に該当したときは、借用者に車椅子の返却を通知するものとする。

- (1) 貸与の必要がなくなったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他特に会長が必要と認めたとき。

2 借用者は、前項の通知を受けたときは、速やかに車椅子を返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。